

企画提案書に関する質問及び回答書

「つくばモビリティ提案システム要件定義業務委託」公募型プロポーザルに係る質問に対し、以下のとおり回答します。

No.	質問内容	回答
1	仕様書第1章7条(1)一部業務の再委託について、一部業務の再委託を行う場合、企画提案書内の体制図や参考見積書内に事前に再委託先の情報を掲載することは必須でしょうか。また、必須である場合、企画提案書提出後の再委託先の変更、追加は一切認められない、という認識で宜しいでしょうか。	既に再委託する事業者が決定している場合は、企画提案書内の体制図や参考見積書内に記載可能な範囲で含めてください。 企画提案の段階から、再委託する事業者の変更又は追加を行う場合は、市と協議の上、書面にて変更又は追加のお申し出をお願いします。
2	仕様書第2章17条(3)試作品について、当該条項における試作品について、デザインツールで作る画面イメージがあり（デザインベースでコードが無いようなもの）、「ここを押すと、次にこういう画面になる」という一連の操作の流れが視覚的に、動的ではなく静的にわかるものでも試作品として認められるか？	操作画面や画面遷移が視覚的にわかる静的な図であっても、仕様書第2章17条(1)で明らかにした要求に対する効果や課題の検証が可能であれば、試作品として認めます。
3	仕様書第2章17条(3)エ「将来的に～実装可能な設計とすること」について、上記項目は試作品における要件ではなく、最終的に提出する仕様書案もしくは要件定義において考慮すべき事項だと思われるのですが、こちらの解釈について教えてください。	試作品で「つくばモビリティ提案システム」への接続方法を検証する場合、つくばスマートシティアプリ「つくスマ」等からの接続や起動を想定いただきたいという趣旨です。 試作開発・評価の段階で、実現不可能な設計とならないよう御配慮をいただき、最終的な仕様書案や要件定義に含めてください。
4	仕様書第2章18条について、当該条項におけるモビリティの情報は路線バスや「つくチャリ」などの各種地域交通を指すかと思いますが、「使用するモビリティの情報について、つくば市が指定するデータ連携基盤その他データ源から取得する」、という点について、意図、具体的な想定シーンなど可能な範囲でもう少しご説明をお願いします。 また、つくば市が指定するデータ連携基盤とはどのようなものでしょうか。	つくば市では、国（内閣府、デジタル庁）のデータ連携基盤の整備・活用の流れを踏まえ、データの相互運用性の向上の観点から、データ連携基盤（FIWARE 準拠）を整備し、その活用を検討しています。 将来的に市内の公共交通機関等（パーソナルモビリティやシェアリングモビリティを含む）の情報をデータ連携基盤に集約することで、「つくばモビリティ提案システム」を含むMaaS関連のサービス提供者が、データ連携基盤から市内の公共交通機関等の情報をデータ連携基盤から取得できる環境の整備を視野に入れています。 しかしながら、「つくばモビリティ提案システム」の構築業務の受託者が、既に個別のバ

		ス会社やシェアサイクル事業者などの交通事業者からつくば市内外の情報を取得している場合は、市と協議の上、一部の交通機関の情報については、つくば市が指定するデータ連携基盤その他データ源から取得しないことも可とすることを想定しています。 なお、データ連携基盤からのデータ取得は、API 連携等によるものを想定いただければと思います。
--	--	---